

# 埼玉県報

第 418 号 令和 5 年(2023 年) 6 月 2 日 金曜日

# 目 次

# 告示

- 滞納整理支援システム再構築支援業務委託に関する入札公告(税務課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 埼玉県コバトン健康マイレージ運営業務委託に関する契約の相手方等の公示(健康長寿 課)
- 令和5年度職業訓練指導員試験の実施(産業人材育成課)
- 加須都市計画に関する公聴会の開催(都市計画課)
- 本庄都市計画に関する公聴会の開催(都市計画課)
- 寄居都市計画に関する公聴会の開催(都市計画課)
- 児玉都市計画に関する公聴会の開催(都市計画課)
- 北川辺都市計画に関する公聴会の開催(都市計画課)
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る 公告(八潮新都市建設事務所)
- 埼玉県議会テレビ番組制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示(政策調査課)
- 講習用車両(AT車)の製造請負に関する入札公告(会計課)
- 県道所沢青梅線の区域の変更 (川越県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- 運転免許取得者等教育に係る届出事項変更に伴う公示(運転免許課)
- 運転免許取得者等教育に係る届出事項変更に伴う公示(運転免許課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除(選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の異動(選挙管理委員会)

# 雑報

○ 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示(病害虫防除所)

# 埼玉県告示第六百五十九号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

令和五年六月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 滞納整理支援システム再構築支援業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

(4) 履行場所 埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和4年埼玉県告示第747号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 地方公共団体から税務システムの要件定義、調達支援等、本件業務と類似の業務を直接受託し、誠実に履行した実績のある者であること。
- (6) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定す

る指定都市から情報処理システム(総務事務システム、財務システムその他これらに類するシステムをいう。)の要件定義、調達支援等、本件業務と類似の業務を直接受託し、誠実に履行した実績のある者であること。

- (7) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (8) 埼玉県の県税に係る徴収金に滞納がないこと。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場 所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁 舎10階 埼玉県総務部税務課税務システム担当 加川、鈴木、森 電話048-830-2662 (直通) 電子メールa2640-21@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- (3) 入札書受付期間
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月4日(火)午前10時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
  - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月3日(月)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月3日(月)午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階税務課分室 令和5年7月4日(火)午前10時10分

- 4 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

## ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

## イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で令和5年6月21日(水)午後5時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

## (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

## (5) 契約書作成の要否

要

### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の総合評価項目書の項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

## (7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を 行った者を落札者とするか否かを決定する。)。

## (8) 手続における交渉の有無

無

## (9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 5 年 6 月 6 日 (火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

## (10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者 に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Reconstruction of Arrears Management System

(2) Deadline for Submission:

By registered mail or in person: 5pm, Monday July 3, 2023 By electronic bidding system: 10am, Tuesday July 4, 2023

(3) Contact Information:

Tax System Group

Taxation Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-2662 Email: a2640-21@pref.saitama.lg.jp

# 埼玉県告示第六百六十号

を 定 指定す 有 土壤汚染対 な 害物 け 質に れ ば な ょ 策 法 5 2 て汚染されて な 伞 11 区 成十四年 域 **(**以 法 下 お 律第五 り、 形 質 土 十三号) 変 地 更  $\mathcal{O}$ 形質 時 要 第十 届出  $\mathcal{O}$ 変更をし 一条第 区 域」 よう لح \_ 項 11 う。 とする  $\mathcal{O}$ 規定  $\overline{\phantom{a}}$ ときの を に 次 ょ  $\mathcal{O}$ 1) 届 لح 出

令和五年六月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

# 一形質変更時要届出区域

十番 百七 百七 六十 番三 番、 八百 七百 七 九番二の 百四十 百 0 \_ 别 番二、 十二番二 七 部 図 九  $\mathcal{O}$ 五. 十二番 部、 百三十 +番 五. 五.  $\mathcal{O}$ 九 七 Ŧī.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 番、 百九 一部、 番  $\bar{o}$ 一部、五百六十 百二番二、 百 九 百三十四番、 七 八番三の 七 部、 七 一部 お 兀 百  $\mathcal{O}$ 七 百 番 五. 兀 百 十六 百六 五十 六の ·九番二、 百二十 十二番三の  $\mathcal{O}$ 七番 九十六番三 七百五十二番四、 1)  $\mathcal{O}$ 百 百 部、 百 七 七 (埼 十三番 番二 一部、 部、 百九十番二の 百 \_ 七百六十 七 九十 玉県 六 番 九 Ŧī.  $\mathcal{O}$ 九 八百三番二、 百 番、 五. 番 四、 五百四十 八  $\mathcal{O}$ 七 百 一部 八 八十番 番二、 百十二番五、 七百八 七百五 百三十五 部、 部、 百七  $\mathcal{O}$ 五.  $\mathcal{O}$ 八 百 ` 一番一の 部、 五. 番 八 一部 七百五十一番五、七 潮 + 八百十 百十 番 十二番三の 百三十番、 八百 市  $\mathcal{O}$ 大字八 七 +七 0 七百六十番二、 +\_ 八番二の 七百四十 番、 部、 部、 番一、 七 九番 百七 番、 五百 八 八 \_ 百九十三番、 一部 七百六十四番二の 七番二の 部、 九番二 番 百四番二、 百番二、 八百 八百 五. \_ 七 條 七百九十 七百八 ` -七番二 百三十 字 七百 の一部、 部、 一部、 五. 番 七百六十九 七百五十一 -九番四 十三番、 百三十  $\mathcal{O}$ 内 八百 百十 部、 山 九十五番二 +七百六十一 部 百五. 五 八 七 七 一番二の一  $\mathcal{O}$ 五. +六番、  $\mathcal{O}$ 百 番三の一 百九 部、 七百 百七 百 八百 百 兀 八百 番二、七百八十 部、 番二、 番 部 番一 四十 十二番二の 兀 八 番 八 百 番三、 十四番 十四四 百十 五百三十 八十九番二の  $\mathcal{O}$ 番  $\overline{+}$ + 八 0) 七 \_ 七 五. ·二番二、  $\mathcal{O}$ 八番三の Ŧī. 番 兀 番二、 百四十 部 部、 番 百七 七百 \_ 九 八 \_ 百 入 番  $\mathcal{O}$ 三十二 番三 部 部 八百五  $\mathcal{O}$ 百 Ŧī. 谷 六十 七 <del>Ti</del>. 0) + 七 \_ 八 七 \_\_ 百 部 部、 九番五 七 部、  $\mathcal{O}$ 七 百 七 \_ 百九十二番二の 八番二の 八番 百七十番二、 七 \_ 番 九 百 八百十二番三、 百十四 番四 部、 一部 百七 百五 百九 六番二、 八百  $\mathcal{O}$ 七 五. 五. Ŧī. 七百六十二 十五 百三十 百 五 +八 七  $\mathcal{O}$ 五. 五. \_ 九番 番二、 六番 \_ 百 五. 八 百 八 百 七 五. \_ <del>---</del> 百十 六番 九 百九 七 番三 百 兀 百二 百 + 七 百  $\mathcal{O}$ 

百九 十九 百二十 八百八 八百 百六 五.十 八百 士五. 十九 百 六十六番二、 八番 八百  $\mathcal{O}$ 十番二、 八百三十五 百 七 八百六十二 八百五 +九 八 十一番二、 番 四番、 六 七 番 九番三、 八 八百六十 百 十九 十五番 番二、 番 百 百 \_ +百  $\mathcal{O}$ 八十 七 百七十七 兀 兀 八百 百 百三十三番、 +十二番二、 番五 部、 番二、 番三、 八百五十九番二、 百 八百二十 八百五十五 十三番、 六番 十六 八番二、 <u>二</u> 十 九十 百 八百 八百 八百 四番二、 八 八番三、 八百六十六番三、八百六十 八百七十二番、 八百六十九番三、 八  $\mathcal{O}$ +兀 百 番二、 八百七 三 十 八十 五. 百六十二番一、 一部 百八十四番一、 百四 字 十 五 八百三十六番 几 九  $\mathcal{O}$ 番二、 +白 九 八百 + 百 八番二、 番、 九番 鳥 九 八百六十八番三、 八百六十五番一、 八百五十二番三、 番二 番 Ŧī. 七 八百七十九番一、 八 部 十 五 百三十 + 八 兀 八 八百七十 一三番三、 八十 八百五 百 十四四 四の 百 百  $\mathcal{O}$ 番 百 八 番二、 百九 <del>T</del>i. 四十 八百六十番一 百二十九番 百 八百七十三番、 一部 八 百九 八百八 十番 番一、 八 \_ 八 七番 八百七十番  $\mathcal{O}$ · 四 番 百三十番、 \_\_ 十六番、 -七番三、 六番二、 +百 八百六十二番二、八百六十三番、 百 八百八十 部、 兀 九 八  $\mathcal{O}$ 番 八百三十六番二、  $\mathcal{O}$ 九 番三 百七十 十 \_\_  $\mathcal{O}$ 百 八百 十七 百 部、 八百二十九番五 -七番一、 九番、 部、 九 八百 八 一部 1四十六 \_ 八百六十八番 八百五十三番一、 \_\_  $\equiv$ ` -四番二、 番 百 百六十五番二、 兀 八百三十一番  $\mathcal{O}$ 番二、  $\mathcal{O}$ +百二十 八百七十 \_\_\_ 八百五十七番、 百 五番三、 百 七十九番二、 八百六十番二、 八十七番二、 八 八百五十一番 十四番二、 兀 八百七 八百 百七 十九 八百四十八番五 番の 百 百 百三十五番一、 兀 八 八百六十七番二、 九 八 八 九 百 六番三の一部、 十二番 八 八百二十 十二番一、 +番 \_ 百 番一の一 四、 +部、 八百三十 九十 百八十五 十番二、 百 八 八百七十六番 -四番一 0 九 九 百  $\mathcal{O}$ 八百二十 八百四十 + 八百 八百 八百六十九番一、 八百六十 の 一 \_ 十 九 八百五十 八百五十三番二、 部、 兀 八百四十 八 十三番 番 八百六十一番一 部 九 Ŧī. ` 番一、 部、 Ė 番 八百 八十番一、 八百七十番三、  $\mathcal{O}$ 百 八百 八百七十四番三、 -四番三、: ·九番六 二十五 百九 百 百三十五番二、 八 -七番三、 百二十 六番 八番 八百 五. 八百 九十番二、 八百七十八番 八百六十 百三十二番  $\mathcal{O}$ 八百六十 四十 八十二番二、 七番 百 百 九 五 百 百 九十 八 百 百 八 十九 九番  $\mathcal{O}$ 十二番 八十 九十 八百 八百 八百 兀 百 百 八 + = 六 八百 百二 九 五 百 百 五. 百 八 八  $\mathcal{O}$ 八

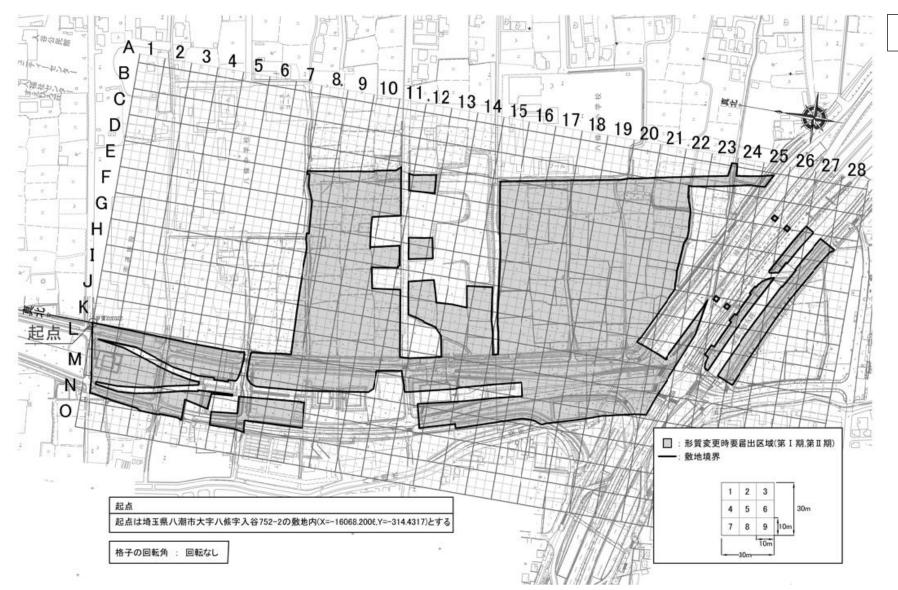
 $\stackrel{\sim}{-}$ 十番三 九百 番五 十番六 六番 九百 千百 十番 百五 九百 百 九百三十二番一、 百五 七 九 百 百 百 九百 九 三十 + 十三番 千 六 +番 六 四十三番二の  $\mathcal{O}$ 千 五  $\mathcal{O}$ 百五 十三番 百三十七番 十 千 番 +九  $\mathcal{O}$ + $\mathcal{O}$ 四番三、  $\mathcal{O}$ 九 九 \_ 千 千 部  $\mathcal{O}$ 八 番  $\mathcal{O}$ 番一 九 百 九 百二十九 十二番 部、九一 百 番 十 五 番 六 四、 番三、 九 0) 九 <del>--</del> 五. 番二、 Ξ 十番二、 千七 三の 九百 +0 \_ 九 九 九 十 千 千 部、 部、 百 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 百 \_ 六番二の 百三十一番 百十 百五十 <u>ー</u>の 番 三十 +九 百 +九 部、 九 九百三十二番二の一部、 \_ \_ 番三の 八 部 部、 百三 番四、  $\mathcal{O}$ 十六番二の 千二十番二、 百六十九番三 七 九百七十番 九 八番一 九 千 千八 四 \_\_ 三番一の 百四十二番二、 部、 千百六 千百五 ·九番五 部、 百五十 八十三番 百二十 九百 ++九 百 部、 部、 十一番一、 千 百四十三番三、 九  $\mathcal{O}$ 0) 九百三十 <u>ー</u>の 番二の  $\mathcal{O}$ <u>+</u> 番五 六 九百三十番一の \_\_ 部、 -番三の 部、 ++九 十番一及 五. 十 兀 部、 部、 番二の 四番 八番 千二十一 番二の一  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 八 九百六十  $\mathcal{O}$ 百六 百 千 部、 部、 番 九百 九百 九 九 五十七番、 七番三、 千八十 部、 千百 兀 + 九百二十三番四 部、 百 \_ 百十 九 九百三十一番 ` び千百 千  $\mathcal{O}$ ++ 百 番二、 -四番二、 千 七 部、 部、 番三、 九百 九百三十三番三の一 九百七十一番一の 九百四十四番三、 九 九百六十 番四 五. 兀 四十二番三の +百五十四番二、 番二、 百 九百三十 \_ 八番三の <u>+</u> 九 番 千 千 九 部、 百二十 六十番二の 千 兀 兀 \_ 0) 番、 千七 九 九 + 十番 百 五 十一番五 九 ·百五十八 番  $\mathcal{O}$ 一部、九  $\mathcal{O}$ 九番五、 百六十番 九 百六十八 九 百 四、 兀 番三 千八 千七 の 一 十四番三、千 百三十番二 百十 部、 一番 十五番三の *Ø* 八 番二、 九 \_ 十二番一、 十九 部、 五番 の 一 九百十  $\mathcal{O}$ 九 <u>ー</u>の \_ 番、 千八 石六十 部、 百三十一番五 番五 千 部、 部、 百 九 九百六十九 兀 九 百 番二の 千 百四 九 百 部、 四十 百 九 一部  $\mathcal{O}$ 九 百 十四四 千百五十三番 ·九番二 五. 百三十九 百 \_  $\mathcal{O}$ \_  $\mathcal{O}$ 百  $\mathcal{O}$ 九 八 二十八 十五 五十 十四四 千 千十 番四 七 \_ 四十二番 九百 九百三十 \_\_ 番 番二 部、 + 部 九 -八番三 番二、 番二、 番六、 九 九 千 部、 五 兀  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 百  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 二 十 二 番二、 百 兀 十二番 九 百 + 九百三 番 九 \_ \_ 九 六 Ŧī. 六 部、 Ŧī. 千  $\mathcal{O}$ 百 百 千 九 + 九 兀  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 汚 適 対策 法 7 施 V 行 な 規 V 則 定 伞 害 成 十四四 物質 年  $\mathcal{O}$ -環境省 種 類 令第二十 九 号) 第三十 条第 項

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

汚 対 策 法 行 則 Ŧī. 八 条第 五. 項 第 十号 に 該当す X

別図のとおり(一の区域と同じ)



# 示

# 埼玉県告示第六百六十一号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和五年六月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量埼玉県コバトン健康マイレージ運営業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県保健医療部健康長寿課健康長寿担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁 目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号
- 5 契約金額182,281,000円

項第2号に該当

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1

# 埼玉県告示第六百六十二号

職業能力開発促進法 (昭和四 十四年法律第六十四号) 第三十条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ

ŋ 職業訓練指導員試 験を次  $\mathcal{O}$ لح お ŋ 実施する。

令 和五 年 -六月二日

埼玉県. 知 事 大 野 元 裕

試 験を実施 る免許職 種及

す

び

科

目

イ 免許職 種

全職種

口 験科 目

試 験  $\mathcal{O}$ う ち指導方法 職 業訓練原理、 教科指 導法、 訓 練 生  $\mathcal{O}$ 心 理、 生活

指導及び 職 業訓 練 関係 法規)

# 受験資格

1 職 業訓 練指導員 試験を受けることができる者は 次の者とする。

(1)職業能 力開 発促進法第四 +四条第一 項 0) 技能検 定に合格 た者

(2)に 五. れ 該当す たも 条の二第二項各号の 業能  $\mathcal{O}$ る者の 力開 発 うち、 促進法施行 実技 1 ず 試 規 れ 則 験 カ  $\mathcal{O}$ に (昭 該当 全部 和 及 する者又は 几 び学科 + 四年 労働省令第二十四号) 試 験 同条第三項各号  $\mathcal{O}$ うち 関連学科を免除 0 V ず 第 れ 兀 さ カコ +

口 ることが 1 に か で か きな わ 6 11 次  $\mathcal{O}$ V ず れ か に 該 当する者 は 職 業訓 練 指 導員試 験を受け

(1) 以 上  $\mathcal{O}$ 刑 12 処 せ 5 れ た

者

(2)職業 訓 練指 導員免 許  $\mathcal{O}$ 取 消 を受け 当該 取 消  $\mathcal{O}$ 日 か ら二年を経過 な

11 者

三 試 **|**験期日

和五 年 八 月 + 九 日  $\widehat{\pm}$ 

兀 試 験会場

埼玉 一県さ 11 たま市 浦 和 区 岸 町 七 丁 目 五. 番十 · 四 号

V たま共済会館

五. 受験 申請 の手続

イ 出 書 類

(1) 業 訓 練指導員試験受験申 請 書 (受験票に六十三円 分  $\mathcal{O}$ 郵 便 切手を 貼り付

け ること。

(2)履歴 書

- (3)受験資格を証 明する書
- (4)ること。 ル 写真 横三センチ (申請 )二枚 日 前 メ 六月以 1 ル 内  $\mathcal{O}$ 大きさ に 正面上  $\mathcal{O}$ ŧ 半身を無帽で撮影 0 裏面 に 氏名 及 した  $\mathcal{U}$ 受験 縦 兀 職 セ 種 ン を記 チ メ 入す 1
- (5)うとする者に 職業能力開発 あ 促 0 進法施行 ては、 規 免除資格 則 第 兀  $\mathcal{O}$ +あ 六 条 ることを  $\mathcal{O}$ 規定 証明する に 基 づ 書 試 類 験  $\mathcal{O}$ 免 除 を 受 け
- (6)筒 付けること。 長形三号(長さ二十三・ (受験者の氏名、 通 住所及び 五. セン 郵便番号を記載し、 チ メ  $\vdash$ ル、 幅十二セ 八十四円 ン 分 チ 0 メ 郵 便切手を貼 1 ル  $\mathcal{O}$ 封

# 口 提出方法等

ŋ

		郵				持	提出
		送				参	出方法
有効とする。なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること。	中丘耳で引力しヨ(月) ひら七月十四日(金)埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業	郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一	なお持参する前に電話で予約すること。	ら正午まで及び午後一時から五時まで	令和五年六月十九日(月)から七月十四日(金)までの午前九時か	埼玉県産業人材育成課総務・職業訓練推進担当	受付場所及び提出日時等

# 六 試 験手数 料 $\mathcal{O}$ 金 額及 び 納付 方 法

1 験手 数 料  $\mathcal{O}$ 金 額

三千百 は 不要とする。 円。 ただし、 指導方法 その Ł  $\mathcal{O}$ が 免除 とな る者 に 2 い て は、 試 験手

口 納付方法

付すること。 三千百円分の 埼 玉県 収 入 証 紙 を 職 業 訓 練 指 導員 試 験 受験 申 請 書に 貼 ŋ 付 け 7

七 合格発表

本庁 令和五年九 舎一 階 南 月 側 八 玄 日 関 金) 0 掲示 カコ 板 5 12 九 掲示 月 十四四 す る 日 ほ (木) か、 まで埼玉 受験者に 通知 県庁 す Ź.

八  $\mathcal{O}$ 他

イ 材育成 興セ 業訓 ン タ 課 練 及び 各県 指導 埼 員 高 玉県職業能 試 等 験受験申 技術 門 力 請 開 校、 書及 発協会にお 埼 び 玉 履 県 歴 書用 立職業能 V 紙 て 配 は 記布する。 力開 埼 発 セ 玉 県 産 ン 業労働 タ 各 部 地 産 域 業 振

付けたもの)を同封すること。 の書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(日本産業規格A 列四番の大きさ

試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

口

埼玉県産業労働部産業人材育成課総務· 職業訓練推進担当 電話〇四八(八

三〇)四五九八

# 埼玉県告示第六百六十三号

に 関する公聴会を開催するので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一 次のとおり告示する。 項の規定により、 市 計画

令和五年六月二日

埼玉県知 事 大 元 裕

都市計 画  $\mathcal{O}$ 種類及 び名称、 公 聴会の 期日、 時間及び場所、 公述申出書の提出期

間及び提出先並びに都市計画 の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

公述申出書の 様式

別記二のとおり

公聴会に関する問合せ先

1 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八 八三〇—五三四

口 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

	番号	÷
進田	区域名	都市計画
白 蓮 岡 田 市 市	市町村名	<u>.</u>
「方発域「 方発域「 区針ので整づ 区で発動」 区で保備、 分の関す の開図	種類及び名称	都市計画の
時 十 令 か 二 五 ら 午 年 十 月	期日及び時間	公時
を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	場所	公聴会
五 五 五 日 五 日 五 日 五 日 五 日 大 大 大 五 五 月 十 六 十 六 れ 十 六 れ れ ら れ の ら れ ら れ ら れ ら れ の ら れ の ら れ ら れ ら れ の ら れ ら れ の ら れ ら ら れ ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	提出期間	公述中
街市計市課備 市計市課備 市計市課備 で都画の でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	提出先	公述申出書
日 五 五 日 五 日 日 五 日 日 大 大 で 日 で ま で 日 中 六 六 の 日 十 六 和 五 日 十 六 日 十 六 和 五 日 十 六 和 五 日 れ 、 の に 。 に の に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	閲覧期間	都市計画
部 商 市 都 務 戸 課 備 埼 街 市 計 市 所 県 、	閲覧場所	都市計画の構想

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画 の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職業

意見の要旨及びその理由

- \*「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
  - (1) 400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
  - (2) 楷書で、横書きにしてください。

# 埼玉県告示第六百六十四号

に 関する公聴会を開催するので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一 次のとおり告示する。 項の規定により、 市 計画

令和五年六月二日

埼玉県知 事 大 元 裕

都市計 画  $\mathcal{O}$ 種類及 び名称、 公 聴会の 期日、 時間及び場所、 公述申出書の提出期

間及び提出先並びに都市計画 の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

公述申出書の 様式

別記二のとおり

公聴会に関する問合せ先

1 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八 八三〇—五三四

口 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

_	番号	
加須	区域名	都市計画
加須市	· 市町村名	ĵ    -
「方発域「 方発域の が が が で の 開 の 開 区 の 開 区 の 開 の 関	種類及び名称	都市計画の
時 二 十 日 日 五 午 七 十 月 日 七 十 月 日 七 月 日 七 月 七 七 月 七 七 月 七 七 月 七 七 七 七	期日及び時間	公陆
五〇六会議 五 役 所	場所	公聴会
五 日 五 日 五 日 日 光 治 五 日 か ら 六 ら 六 ら 六 ら 六 六 ら 六 十 六 十 六 十 六 れ 十 六 れ 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り と り と り と り	提出期間	公述由
進パ市課備埼 課   整、部 票 シ 備 加 都 県 テ 部 須 市 都 イス 市 計 市 推   都 画 整	提出先	公述申出書
日 五 五 日 五 日 日 年 六 大 大 の も で 日 で の も に の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 。 に 。 。 。 。	閲覧期間	都市計画
推 一 都 務 田 課 備 埼 進 パ 市 所 県 、部 玉 課 ー 整 、土 埼 都 県 シ 備 加 整 玉 市 都 テ 部 須 備 県 計 市 ィス 市 事 行 画 整	閲覧場所	都市計画の構想

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画 の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職業

意見の要旨及びその理由

- \*「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
  - (1) 400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
  - (2) 楷書で、横書きにしてください。

# 埼玉県告示第六百六十五号

に 関する公聴会を開催するので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一 次のとおり告示する。 項の規定により、 市 計画

令和五年六月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

都市計 画  $\mathcal{O}$ 種類及 び名称、 公 聴会の 期日、 時間及び場所、 公述申出書の提出期

間及び提出先並びに都市計画 の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

一 公述申出書の様式

別記二のとおり

二 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 〇四八一八三〇一五三四

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

_	番号	
深谷	区域名	都市計画
深谷市	市町村名	ĵ    -
「方発域「 方発域の が が が が の 開 の 開 区	種類及び名称	都市計画の
から 日和五 年 七 日 年 七 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	期日及び時間	公時
議本深 室 舍 市 大会 所	場所	公聴会
五日五二令 分午年日五 後 大 五月 で 五月 十 六 十 六 和 ま で 五 月 十 六 月 十 六 月 十 六 月 月 十 八 月 月 十 月 1	提出期間	公述申出書
計市課備埼画整、部玉課備深都開始。 部分市都 部市計市 市都画整	提出先	十出書
日 五 日 五 日 五 日 五 日 五 日 日 を 報 ・ 日 で 五 月 う ら 六 ら 六 ら 六 ら 六 ら 六 ら 六 ら 六 ら 六 ら 六 ら 六 ら 六 六 ら 六 六 ら 六 六 に の に に に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	閲覧期間	都市計画
市都務谷課備埼 計市所県、部玉 画整、土埼都県 課備深整玉市都 部谷備県計市 都市事態画整	閲覧場所	都市計画の構想

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画 の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職業

意見の要旨及びその理由

- \*「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
  - (1) 400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
  - (2) 楷書で、横書きにしてください。

# 埼玉県告示第六百六十六号

に 関する公聴会を開催するので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一 次のとおり告示する。 項の規定により、 市 計画

令和五年六月二日

埼玉県知 事 大 元 裕

都市計 画  $\mathcal{O}$ 種類及 び名称、 公 聴会の 期日、 時間及び場所、 公述申出書の提出期

間及び提出先並びに都市計画 の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

公述申出書の 様式

公聴会に関する問合せ先 別記二のとおり

1 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八 八三〇—五三四

口 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

	番号	÷
本庄	区域名	都市計画
本庄市	市町村名	ĵ
方発域 「 が が が が が が の の の の の の の の の の の の の	種類及び名称	都市計画の
時 十 令 か り 日 五 午 七 十 月	期日及び時間	公時
大会議室 六 代 所	場所	公聴会
五 日 五 日 五 日 日 光 治 五 日 か ら 六 ら 六 ら 六 ら 六 六 ら 六 十 六 十 六 十 六 れ 十 六 れ 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り と り と り と り	提出期間	公述由
計市課備埼画整、部玉課備本都県部庄市都市都画整	提出先	公述申出書
日 五 五 五 日 五 日 五 日 七 曜 ・ 日 で 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 十 六 和 五 の も の ら の も の ら の も の も の も の の も の る の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の る の も の も る る る る る る る る る る る る る	閲覧期間	都市計画
市都務庄課備埼 計市所県、部県 画整、土埼都県 課備本整玉市都 部庄備県計市 都市事本画整	閲覧場所	画の構想

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画 の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職業

意見の要旨及びその理由

- \*「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
  - (1) 400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
  - (2) 楷書で、横書きにしてください。

# 埼玉県告示第六百六十七号

に 関する公聴会を開催するので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一 次のとおり告示する。 項の規定により、 都 市 計画

令和五年六月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

都市計 画  $\mathcal{O}$ 種類及 び名称、 公 聴会の 期日、 時間及び場所、 公述申出書の提出期

間及び提出先並びに都市計画 の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

一公述申出書の様式

別記二のとおり

二 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 〇四八一八三〇一五三四一

口 当該都市計画区域に係る市役所及び町役場の 都市計画主管課

	番号	:
寄居	区域名	都市計画
寄深居谷町市、	市町村名	<u>.</u>
方発域「 針及の都」 び整市 保備、 全 の開区	種類及び名称	都市計画の
から 日 日 五 後 二 時 月	期日及び時間	公時
議 本 深	場所	公聴会
五 日 年 年 行 後 五 日 か ら る 五 日 十 六 日 十 六 十 六 れ 月 十 六 れ 月 十 六 れ 月 十 六 れ 月 十 六 れ 月 十 六 れ 月 十 六 れ 月 十 六 れ れ れ れ り れ れ れ れ れ れ れ り れ れ れ れ れ れ	提出期間	公述由
町計市課備 「新画雅、部県 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で	提出先	公述申出書
日 五 日 五 日 五 日 日 五 日 日 大 大 で 五 日 大 の ま で 日 十 六 十 六 和 五 日 十 六 れ の に 。 に る に る に る に る に る 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	閲覧期間	都市計画の構想
課居市都務谷課備埼町計市所県、部玉都画整、土埼都県市課備深整玉市都計、部谷備県計市画寄都市事態画整	閲覧場所	圏の構想

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画 の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職業

意見の要旨及びその理由

- \*「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
  - (1) 400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
  - (2) 楷書で、横書きにしてください。

# 埼玉県告示第六百六十八号

に 関する公聴会を開催するので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一 次のとおり告示する。 項の規定により、 市 計画

令和五年六月二日

埼玉県知事 大 元 裕

都市計 画  $\mathcal{O}$ 種類及 び名称、 公 聴会の 期日、 時間及び場所、 公述申出書の提出期

間及び提出先並びに都市計画 の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

公述申出 書の 様式

別記二のとおり

公聴会に関する問合せ先

1 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一

号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八 八三〇—五三四一

口 当該都市計画区域に係る市役所及び町役場 0 都市計画主管課

	番号	:
児 玉	区域名	都十計画
上神美本里川里庄町町町市、、、、、	市町村名	
方発域「 針及の都」 び整計 全、 の開区	種類及び名称	都市計画の
時 十 令 か ら 年 後 二 月	期日及び時間	公時
大会議室 六 代 所	場所	公聴会
五 日 五 日 五 日 日 五 日 か ら る 元 日 か ら 六 ら 六 六 十 六 十 六 十 六 れ 十 六 れ 月 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り 十 六 れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り り と り と り り と り と	提出期間	公述由
く上川町計市課備場り里町建画艦、部県 り里町建設課備本都県 進ま設課、部庄市都 連まお課、美都市計市 で、神里市都画整	提出先	公述申出書
日 五 五 五 五 日 五 五 日 七 曜 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	閲覧期間	都市計画
課 申 里 市 都 務 庄 課 備 埼	閲覧場所	都市計画の構想

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画 の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職業

意見の要旨及びその理由

- \*「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
  - (1) 400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
  - (2) 楷書で、横書きにしてください。

# 埼玉県告示第六百六十九号

に関する公聴会を開催するので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一 次のとおり告示する。 項の規定により、 市 計画

令和五年六月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

都市計 画  $\mathcal{O}$ 種類及 び名称、 公 聴会の 期日、 時間及び場所、 公述申出書の提出期

間及び提出先並びに都市計画 の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

一公述申出書の様式

別記二のとおり

二 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 〇四八—八三〇—五三四

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

_	番 号	:
北 川 辺	区域名	都市計画
加須市	市町村名	-
方発域「針及の都」で発情、音楽での開図の関係を表現である。	種類及び名称	都市計画の
時 二 十 日 十 日 年 後 二 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	期日及び時間	公時
五〇六会議 五 役 所	場所	公聴会
五 日 五 日 五 日 日 五 日 か ら 天 年 六 ら 六 ら 六 ら 六 ら 六 六 十 六 十 六 十 六 れ 十 六 れ 十 六 れ り 十 六 十 六 れ り 十 六 十 六 れ 十 六 十 六 十 六 十 六 十 六 十 六 十 六 れ 十 六 十 六	提出期間	公述由
進パ市課備埼 課   整、部 票 シ 備 加 都 県 テ 部 須 市 都 ィ ス 市 計 市 推   都 画 整	提出先	公述申出書
日 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 七 曜 ・ 日 で 五 五 五 の 五 の も に る に も も も に も も も も も も も も も も も も も	閲覧期間	都市計画
推 一 都 務 田 課 備 埼 進 パ 市 所 県 、部 馬 課 ー 整 、土 埼 都 県 シ 備 加 整 玉 市 都 テ 部 須 備 県 計 市 ィス 市 事 行 画 整	閲覧場所	画の構想

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画 の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職業

意見の要旨及びその理由

- \*「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
  - (1) 400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
  - (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 埼玉県告示第六百七十号

処分について、次のとおり公告する。 八年埼玉県告示第八百三号) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画 第一条の 規定によ り、 整理事業保留地処分規程 \_\_ 般競争入札 による保 留地 (平成  $\mathcal{O}$ 

令和五年六月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

保留地の位置、地積及び予定価格

イ 宅地番号

(1) 位置

曽根千六百四 八潮 南 部西 十番二外) 一体型特定土地区画整理事業五 十八街区二画地 (八潮市大字大

(2) 地積

三百二十一・五一平方メートル

(3) 予定価格

四千九百八十三万四千五十円

口 宅地番号二

(1) 位置

曽根千六百五十九番一外) 八潮南部西 一体型特定土 地 区画整理事業五十八街区十画地 (八潮市大字大

(2) 地積

百六十五・九〇平方メートル

(3) 予定価格

二千六百八十七万五千八百円

宅地番号三

(1) 位置

潮 南 部西 一体型特定土地 区画整理事業六十三街区二画地 八 潮市大字垳

五百四十二番四外)

(2) 地積

千二百六十二・二九平方メートル

(3) 予定価格

一億六千二百八十三万五千四百十円

二 宅地番号四

(1) 位置

潮 南 部 西 体型特定土 地 区画整理事業六十三街区三画 地 八 潮市大字垳

五. 百 兀 十二番二外)

(2)地積

二百八 +七 七三平方 メ ル

(3)予定価 格

四千六百三万六千 八 百 円

ホ 宅 地番号五

(1) 位 置

五. 八潮 兀 +南 部 番五外) 西 体型特定土 地 区 画 整理事業六十五 街 区 画 地 八 潮市大字垳

(2)積

百

千二十 四平 方 メ 1 ル

(3)予定価格

一億三千七 百 八 十五万三千 九 百 円

宅 地番号六

(1) 位 置

八 南 部 西 \_ 体 型特定土地 区 画 整理事業百五十街 区二画 地 八 潮市大字伊

勢野 字 助 九 五. 百 八十 番一 外

(2)地積

二百 兀 + 三九平方 メ  $\vdash$ ル

(3)予定 価 格

千 +四万 五. 千 ·百三十

入

に

参

加

する者

必

要

な資

建築物  $\mathcal{O}$ 建 築 の用 に供する目 的 で取 得し ようとする者 であ

ること。

次  $\mathcal{O}$ 11 ず れか に該当する者で な 1 . こと。

口

- (2) (1)年 被 後見 人 若 しく 、は被保佐・ 人 又 は破破 産者で 復 権 を得 な 11
- $\mathcal{O}$ 利 を得る  $\mathcal{O}$ 公正 た な  $\otimes$ 執 行 に 連合し を妨げ た者 た 者 又 は 公正 な 価 格  $\mathcal{O}$ 成 1 を害 若 は 不正
- (3)未成 年者
- (4)開 五. 会社 号) 更生法  $\mathcal{O}$ 第二十 申立 て 伞 が 条 な 成  $\mathcal{O}$ さ 規定に れ 兀 年 7 V 法 よる再 る者 律第 又 百 生 は 五.十 手 民 ,続開始 事 四号) 再生 法 第  $\mathcal{O}$ 十七 申 伞 <u>'</u> 成十 て 条 が  $\mathcal{O}$ な 規 年 さ 定 法律 れ に 7 ょ 第二百二 る 更生 る者 手
- (5)次  $\mathcal{O}$  $\left( \longrightarrow \right)$ から <u>三</u>ま で  $\mathcal{O}$ VI ず れ か 該 当 その 事 実が あ 0 た後 二年を経過

7 い V 者

 $\left( \longrightarrow \right)$ 落 札 者 が 契約 を締結すること又 は 契約 者が 契約 を履行 することを妨 げ た

者

- (\_\_\_\_) 正 な 理 由 が な < て 契 約 を履 行 L な カコ 0 た
- $(\equiv)$ 契 (一) 又 約 は (二)  $\mathcal{O}$ 履 行  $\mathcal{O}$ に当た い ず れ ŋ か 代 に 理 該 当す 人 支 配 る 事 実が 人そ あ  $\mathcal{O}$ 他 つ た後二年を  $\mathcal{O}$ 使用 人と 経 L 過 て 使 L 用 7 11 た な 者 11 者
- (6)道  $\mathcal{O}$ 滞 府 県税 納 が あ る者 都道 府 県 民 税、 法 人 都 道 府 県民 税 個 人 事業 税 又 は 法 人 事 業
- (7)で定める 草 加 都 方法 市計 に 画 事業 ょ り 契約 八 潮 代 南 金 部 並を支払う 西 \_\_ 体 型 ことが 特 定 土 地 で き 区 な 画 1 整 者 理 事 業 保 留 地 処 分 規 程
- (8)三年埼玉県条例 号 れ . る者 暴力団 第二条第六号に規定する暴力 員に ょ 第三十九号) る不当な行 為 の防 第三条第二項に 寸 止 等に 員 又 は 関 埼 す に規定す Ź 玉 県 法 暴 律 る暴力団 力 平 寸 成 排 三 除 関係者と認 条 年 例 法 律 平 第 成 七 二十 +七

入札参加 申 込み受付  $\mathcal{O}$ 期 間 及 び 場所

#### イ 期間

(1) 窓 П 受 付

兀 令 | |時 | | 和 Ŧī. で 年六月二十 主 曜日 及 日 び 火 日 曜 日を除っ カュ 5 同 月二十· <\_ 。 七 日 火 ま で  $\mathcal{O}$ 午 前 九 時 か ら午

(2)郵送受付

和 五. 年六 月二十 日 火 か 5 同 月二十 七 日 火 午 後 Ŧī. 時 ま で 心必 着)

口 窓  $\Box$ 及 び郵送受付  $\mathcal{O}$ 場所

埼 玉 県 八 潮市 大字 中 馬場五 +·二 番 地 埼 玉 県 八 潮 新 都 市 建 設 事 務 所

ハ 申込方法

入札 参加 要領 に 示 す 必 要な 書類を本 人若し は 代 理 人  $\mathcal{O}$ 持 参 又 は 簡 易 書留

よる郵送に ょ ŋ 申 込む ものと する。

1 入札 入 札 0 期 札 間

几

及び開

 $\mathcal{O}$ 

日

時

及

び

場所

等

(1)  $\Box$ 受付

五 時 和 五. 年 七 月十二 日 水 か 5 同 月 + 几 日 (金) ま で 0 午 前 九 時 か ら午後

(2)郵 3送受付

和 五. 年 七 月 +== 日 水 カコ 5 同 月 +兀 日 金) 午 後 五. 時 ま で **心** 

窓 П 及 び郵送受付  $\mathcal{O}$ 場所

口

埼 玉 潮市 大字中馬場五十二番 地二 埼 玉 県 八 潮 新 都市 建 設事 務 所

ハ 入札書の提出方法

若 は 代 理 人  $\mathcal{O}$ 持 参 又 は 簡 易 書 留 に ょ る 郵 送 に ょ る Ł  $\mathcal{O}$ とする。

- ニ 入札参加上の注意
- (1) に 加  $\mathcal{O}$ す 入 る者 札に 参 に 加 必 要な を希 資格 望す  $\mathcal{O}$ る 確 者 認 は を 三に 得 な け ょ れ る ば 入 な 札 参 6 な 加 い  $\mathcal{O}$ 申 込 ひを行 11 入 札
- (2)収 五. 0  $\mathcal{O}$ 写 入 札保 しを 証 入 八札書と 金 は、 入札 同 時 書提 に 提 出 出 す 前 に る 所 ŧ 定  $\mathcal{O}$ とす  $\mathcal{O}$ 金 Ź。 融 機 関 で 納 付 納 付 兼 領

ホ 開札の日時

令和五年七月十八日(火)午前九時三十分

へ 開札の場所

玉 県 八 潮市 大 字 中 馬場 五. 十 番 地 埼 玉 県 八 潮 新 都市 建 設事 所

五 入札保証金の額

札 参 加 者  $\mathcal{O}$ 見 積 £ る 入 札 金 額 に 百 分  $\mathcal{O}$ 五. 以 上を乗じ た 額 入 札 加 資 格 査

後郵送される納付書兼領収書により納付すること。)

六 入札の無効

次  $\mathcal{O}$ イ か 5 IJ ŧ で  $\mathcal{O}$ V ず れ カン に 該 当 す る 入 札 は 無 効とす る

イ 入札者の押印のない入札書によるもの

口 記 載 事 項 を訂 正 L た場合 に お 1 て は、 そ  $\mathcal{O}$ 筃 所 12 押 印  $\mathcal{O}$ な い 入 札 書に ょ る

の

- ハ 押 印 さ n た 印 影 が 明 6 カン で な 11 入 札 書 ょ る ŧ  $\mathcal{O}$
- = 入 札 に 参 加 す る 資 格  $\mathcal{O}$ な V 者 が L た ŧ  $\mathcal{O}$
- 記 載 す ベ き事 項  $\mathcal{O}$ 記 入  $\mathcal{O}$ な V 入 札 書 又 は 記 入 L た 事 項 が 明 6 カコ で な 11 入 札 書

によるもの

ホ

 $\sim$ 札 保 証 金 を 納 付 L な 11 者 又 は 納 付 L た 入 札 保 証 金  $\mathcal{O}$ 額 が 所 定  $\mathcal{O}$ 率 に ょ る

に達しない者がしたもの

- ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- チ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- IJ 以 上  $\mathcal{O}$ 入 札 書を提出 た 者が た £  $\mathcal{O}$ 又 は 以 上  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 代 理 を た 者 が

たもの

七 落札者の決定方法

札 は 埼 玉 県  $\mathcal{O}$ 予 定価 格 以 上  $\mathcal{O}$ 価 格 で最高  $\mathcal{O}$ 価 格をも 0 て 入札 た者とす

る。

八 その他

イ 入 札 参 加 要領 及 び 入札参 加 申 -込書は、 埼玉県 八 潮 新都市建設事務所に お 11 て

配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所(電話○四八─九九八─四五四五)に

請求すること。

口

その他詳細は、入札参加要領による。 --四五四五)に問い合わせること。 入札に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所 (電話〇四八 九九八

ハ

# 埼玉県告示第六百七十一号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和五年六月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県議会テレビ番組制作・放送業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15 番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額 124,441,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

# 埼玉県告示第六百七十二号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

令和五年六月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

#### 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 講習用車両 (AT車) の製造請負 8台
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月29日(金)
- (4) 納入場所 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所
- (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和4年埼玉県告示第747 号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

#### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度係 原口 電話048-832-0110 内線2249

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地 4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課講習係 電話048-543-2001 内線583

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月14日(金)午前10時20 分まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
  - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月13日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月14日(金)午前10時 20分まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和5年7月14日(金)午前10時25分 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、 免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年7月7日(金)午後3時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

#### (8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 5 年 6 月 5 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

#### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Contract Manufacturing of Automatic Transmission Vehicles for Driving Course.
- (2) Time limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. July 14, 2023 By mail; 5:00 p.m. July 13, 2023 In person; 10:20 a.m. July 14, 2023
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2249

# 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和五年六月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及

令和五年六月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

県 道

所沢青梅線

道路の区域

新	旧	旧 新 別
五番八地先まで五番八地先まで	所沢市北野南三丁目三番二三地	区間
一六・〇八	六·九一~ 一二· 一二·	(メートル)敷地の幅員
二 八 · ·	-	(メートル)
		備考

# 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号 告 示

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、道路の指定を次のとおり行った。

令和五年六月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 金 澤 圭 竹

		第一〇一号 建築基準法 令和五年五月二	指定番号 道路の種類 指定の年月日
番二の各一部番二の各一部番二の各一部番二の名一部番一、千六百五十四番一、千六百四十六番四、千六百五十一番四、千六百四十六番三、千六百四十六番四、千六百四十六番三、千六百四十六番四、千六百四十六番四、	衛玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百十五 衛工千九番二、二千十番二、二千十一 大番二の各先、埼玉県坂戸市大字片柳字前西 大番二の各先、埼玉県坂戸市大字片柳字前西 大番二の各先、埼玉県坂戸市大字片柳字前西 大番一、二千十番一、二千十番三、二千十一番 一、二千十一番二の各一部並びに二千五番、二千 十九番一、二千九番二、二千十番二、二千十一番 番二の各先	百五十一番四の各一部番一、千六百四十七番、千六百五十番二、千六月二 埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百四十六	月日指定に係る道路の位置
百四十六 二十一・九一一八千六百	四 十 九 · 四 四	四十七・〇三	(単位メートル) 指 定 に 係 る
六 · ○ ○	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	九 〇 〇	(単位メートル) 指 定 に 係 る

		Foko	<b>1</b> 1~
		第一〇一号	指定番
		号	号
第一項第四号	第四十二条	建築基準法	道路の種類指定に係る
	十六日	令和五年五月二	指定の年月日
百四十七番の各先	千六百四十七番の各一部及び千六百二番、千六	埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百二番、	指定に係る道路の位置
		五十六・七八	(単位メートル) 道路の延長
		六・〇〇	(単位メートル) 指 定 に 係 る

# 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号 告 示

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 道路の指定を次のとおり行った。

令和五年六月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 金 澤 圭 竹

		第 二 号	指定番号
		第四年二条第四十二条	道路の種類
		日和五年六月二	指定の年月日
埼玉県飯能市大字川寺字六道二百三十―一、二百三十―十二、二百三十―十二、二百三十―十二、二百三十―十二、二百三十―十二、二百三十―十二、二百三十―十二、二百三十―十二、二百三十―十九、二百三十―十九、二百三十二の各一部及び二百三十―八、二百三十一十九、二百三十二の各先	部 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	び二百七―一の先 埼玉県飯能市大字川寺字六道二百七―一の一部及	指定に係る道路の位置
七十五・七	11+111・1	十六・三	(単位メートル) 道路の延長
六 〇	六・〇	九 •	(単位メートル) 増 定 に 係 る

		第 二 号	指定番号
		第四年二条第四十二条	道路の種類指定に係る
		日和五年六月二	指定の年月日
埼玉県飯能市大字笠縫字六道四百十九―一の一部	埼玉県飯能市大字笠縫字六道四百十四―二、四百十四―九、四百十九―二の各一部及び四百十四―二、四百十四―九、四百十九―一の各先	部	指定に係る道路の位置
+ • ©	九十四・六	十 七 · 一	(単位メートル) 指定に係る
六・〇	·	六・〇	(単位メートル) 道路の幅員

		第 二 号	指定番号
		第四年二条四十二条	道路の種類
		10000000000000000000000000000000000000	指定の年月日
三、六百九十七―四の各一部三、六百九十七―四の各一部	六百九十七―四、六百九十七―七の各先の各一部及び六百九十七―二、六百九十七―三、六百九十七―三、六百九十七―三、六百九十七―三、六百九十七―三、六百九十七―三、六百九十七―三、六十七―三、六十七―三、六	四、四百十九―五の各一部一二、四百十九―一、四百十九―三、四百十九―三、四百十九―三、四百七―三、四百七―三、四百七― 一二、四百六―六、四百六―八、四百六―九、四 埼玉県飯能市大字笠縫字六道四百六―一、四百六	指定に係る道路の位置
十 五 · 五	三十・九	五十三・七	(単位メートル) 指定に係る
六・〇	四・玉〜五・〇	六 • ○	(単位メートル) 道路の幅員

第 二 号	指定番号
第 建 第 四 年 項 第 二 第 四 条 法	道路の種類
日令和五年六月二	指定の年月日
埼玉県飯能市大字笠縫字加能里三百三十四―四、三百三十四―五、三百三十四―七、字六道三百四十九 一七、三百四十九―八、三百三十四―四、三百三十四― 七、字六道三百四十九―七、三百四十九―八、三百 五十―一の各先	指定に係る道路の位置
十 九 九	(単位メートル) 指 定 に 係 る
六・〇	(単位メートル)道路の幅員

第 二 号	指定番号
第 第 建 一項 等 第 二 二 第 二 条 法	道路の種類
日 和 五 年 六 月 二	指定の年月日
埼玉県飯能市大字笠縫字加能里三百三十四―二、三百三十四―二、三百四十九―二、三百四十九―三、三百四十九―一、三百四十九―二、三百四十九―三、三百四十九―一、三百四十九―二、三百四十九―三、三百四十九―一、三百四十九―二、三百四十九―三、三百四十九―一、三百四十八―二、三百四十八―三、三百四十九―一、三百四十八―二、三百四十八―三、三百四十九―一、三百四十八―三、三百四十九―四、三百四十九―四、三百四十八―三、三百四十九―四、三百四十九―四、三百四十九―四、三百四十九―四、三百四十九―八の各先九―三、三百四十九―四、三百四十九―八の各先九一二、三百四十九―四、三百四十二二二十二二十二二十二二十二二十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	指定に係る道路の位置
五十五元・六	(単位メートル) 道路の延長
六.	(単位メートル)道路の幅員

第 二 号	指定番号
第 選 第 四 年 項 第 二 2 条 法	道路の種類
日 和 五 年 六 月 二	指定の年月日
埼玉県飯能市大字笠縫字後際七十四―一、七十四― 一九、八十八―四、八十八―十六、八十八―十七、九十八―十二の各	指定に係る道路の位置が
三 十 二 ·	(単位メートル) 道路の延長
· · ·	(単位メートル) 道路の幅員

第 二 号	指定番号
第 建 第 四 集 一 項 十 二 第 二 条 子 法	道路の種類指定に係る
日令和五年六月二	指定の年月日
五十四一六、二百五十四一十、二百五十四一十、二百五十四一十、二百五十四一十、二百五十四一十一、二百五十四一十二、二百五十四一十七、二百五十四一十五、二百五十四一十六、二百五十四一十七、二百五十五一五、二百五十四一八の各先五十四一六、二百五十四一八の各先	指定に係る道路の位置
四十八・一	(単位メートル) 道路の延長
六 •	(単位メートル) 道路の幅員

#### 埼玉県公安委員会告示第81号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、 運転免許取得者等教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号) 第7条第1 項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年6月2日

埼玉県公安委員会委員長 桐 澤 重 彦

施設の名称	変更事項	変更前	変更後
東武かすみ自動車教習所	代表者の氏名	木村 吉延	大勝 規好

#### 埼玉県公安委員会告示第82号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1 項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年6月2日

埼玉県公安委員会委員長 桐 澤 重 彦

施設の名称	変更事項	変更前	変更後
東武こしがや自動車教習所	代表者の氏名	木村 吉延	大勝 規好

# 埼玉県選管告示第三十八号

投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

令和五年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

	老人本				
	ホ       				
の園	特別養護老人ホーム なみきロイヤル社会福祉法人栄光会	施設の開設主体及び名称			
1	五番地二、埼玉県所沢市北原町千三百七十	所 在 地			

# 埼玉県選管告示第三十九号

投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。 第二号(他の政令において準用し、 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項 又は例による場合を含む。) の規定による不在者

令和五年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

旧	新			
狭山神経内科病院医療法人社団青葉会	狭山神経内科病院医療法人社団武蔵野会	施設の開設主体及び名称		
三 り 後 し 市 力 を 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	埼玉県狭山市加佐志六五			

七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

令和五年六月二日

埼玉県病害虫防除所長 原 弘

信

令和4年10、11月分

特殊肥料 の指定名 生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	生産業者、輸入業者		検査の結果										
	届出名(及び商品名)	T N (%)	T P (%)	TK (%)	TCaO (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他の検査	備	考	
堆肥	川越市	肥え土	0.4	0.0	0.2	0. 7			35	69. 2			
	社会福祉法人茶の花 福祉会	大樹の腐葉土	0.6	0. 1	0.0	1. 2			20	73. 0			
	有限会社斎藤産業	馬ふんたい肥	0.7	0.3	1. 2	0.5			35	49. 1			
	有限会社エー・アイ	馬ふんたい肥エクセレント	0.7	0.3	1. 2	0.5			35	49. 1			
		くり一ん・そいる	1. 2	1. 6	2. 1	1.8			19	45. 9			

備考:1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCaO-石灰全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。